

お知らせ

町や道など
からのお知
らせです。

公共下水道供用開始予定 区域縦覧のお知らせ

令和5年度に下水道本管工
事を実施し整備を完了した区
域では、3月31日から公共下
水道を利用できるようになり
ます。供用開始を予定してい
る区域を確認したい方は、区
域図面を水道課と住民サービ
ス課で縦覧に供しますので、
ご確認ください。

※供用開始に伴う、受益者負
担金等については、供用開
始区域の対象者の方に各戸
配布などでお知らせします。
縦覧期間
3月18日(月)～31日
8時30分～17時15分
(平日のみ)

縦覧場所
・水道課下水道グループ(総
合庁舎)
・住民サービス課住民サービ
スグループ(総合支所)
問合せ
水道課下水道グループ
☎2730

確定申告書は自分で作成 してお早めに

令和5年分の所得税及び復
興特別所得税ならびに贈与税
の確定申告書の提出期限は3
月15日(金)、消費税及び地方消
費税(個人事業者)の確定申
告書の提出期限は4月1日(月)
です。

期限間際になると、確定申
告会場は大変混雑しますので、
感染症防止の観点から、多くの
方が訪れる確定申告会場では
なく、ぜひ自宅での申告書の
作成と提出をお願いします。
国税庁ホームページでは、
マイナンバーカードを使っ
て、スマートフォンやパソコ
ンなどから、所得税、消費
税、贈与税の申告書を作成
し、e-Tax等で提出する
ことができます。
詳しくは、左記二次元バー
コードからご確認ください。

問合せ
苫小牧税務署
☎0144③3165

国税庁ホームペー
ジ「所得税の確定
申告について(自宅等か
らのe-Tax申
告について)」

戸籍証明書等の広域交付が始まりました

戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が始まり、安平町に本籍のある方だけではなく、他の市区町村に本籍がある方も請求できるようになりました。

また、最寄りの市区町村で安平町に本籍のある方も請求することができます。

■請求できる方

本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)

■本人確認に必要なもの

顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

■注意事項

- ・窓口にお越しになって請求する必要がある、郵送や代理人による請求はできません。
- ・父母の戸籍から除籍されたきょうだいの戸籍証明書等は請求できません。
- ・電子化されていない一部の戸籍証明書等は請求できません。

※制度の詳細は、右記二次元バーコードよりご覧ください。



問合せ 税務住民課戸籍グループ ☎2940

▲法務省ホームページ

広告欄

ご自宅の「いえじまい」でお困りの方、ご相談ください!
不動産の売買・賃貸
家財の整理
空き家管理

あびら出張所 開設しました!!
安平町追分白樺1丁目422
MOBILE:090-5229-4557
■宅地建物取引業 北海道知事免許 石狩(5)第6719号 北海道宅地建物取引業協会(社)全国宅地建物取引業保証協会会員
株式会社ノム  **0800-800-0450**
北海道公安委員会 古物免許番号 第101060000328号 千歳市駒里2219-5 / TEL:0123-21-5161 / E-mail:nomu@nomu.life

ふるさと納税(1月実績)

安平町は、たくさんの方に
応援していただいています。

寄付件数 689件
金額 9,249,000円